



令和元年8月2日(金) 岐阜県発表資料			
所属名	担当係	担当者	電話番号
農政部	次長	長尾 安博	直通 058-272-1976 FAX 058-278-2680
畜産振興課	管理調整監	浅川 耕至	直通 058-272-8449 FAX 058-278-2694

豚コレラ発生に係る移動制限区域の解除について

7月3日に、恵那市の養豚場で発生した豚コレラ(県内17例目)について、防疫措置完了後28日が経過することから、国との協議の結果、下記のとおり移動制限区域を解除します。

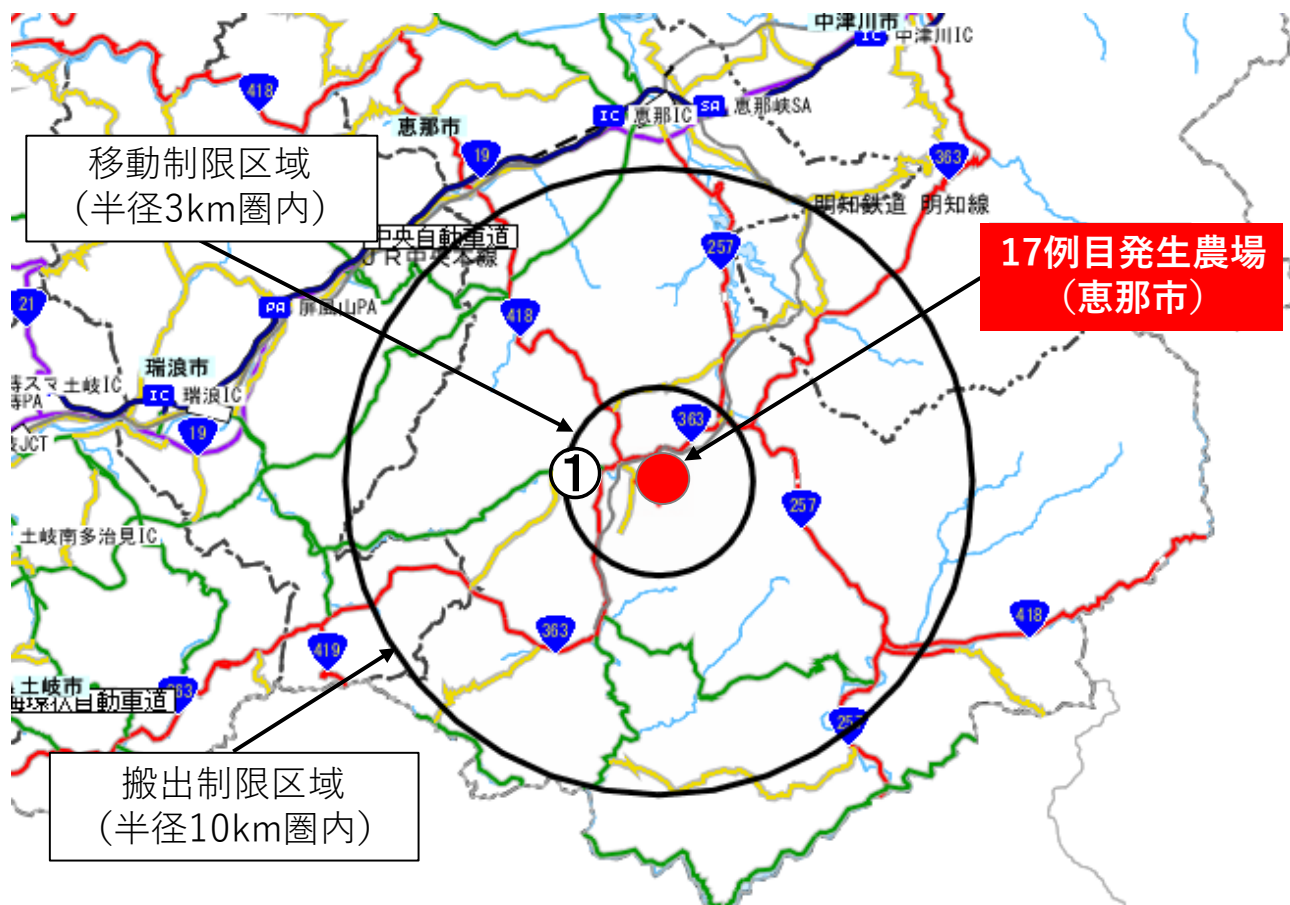
なお、消毒ポイント1箇所については、7月27日に発生した県内19例目の消毒ポイントとなっているため、8月5日以降も継続します。

記

1. 移動制限区域の解除日時

令和元年8月5日(月) 午前0時

※ 継続する消毒ポイントの場所は、別紙地図を参照。



継続する消毒ポイント（1箇所）

施設名	住所	場所	消毒方法	消毒対象
山岡振興事務所	恵那市山岡町上手向 1228-1	①	動力噴霧器	畜産関係車両のみ

※豚コレラまん延防止のため自主的に設置している県内5箇所の消毒ポイントについては、移動制限区域解除後も継続されます。

参考 「豚コレラまん延防止のための自主消毒ポイントの設置について」

URL

<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/chikusan/kachiku-eisei/11437/CSF-shodoku-pointo-0325.html>